

新	旧
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業のうち「<u>母子保健医療対策総合支援事業の実施について</u>」(<u>令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知</u>)の別添2の3(12)(13)を除く事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p> <p>4～14 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p> <p>4～14 (略)</p>

新

別表 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第2 (略)

旧

別表 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第2 (略)

新

様式1 国庫補助金所要額調査書(歳補補助分) (都道府県・指定都市・中核市用)

Table with columns for project name, budget type, and various financial metrics (e.g., total budget, national subsidy, local subsidy). Rows include categories like 'Child's heart network project', 'Elderly support center', and 'Disaster prevention'.

当年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(A)(市)
(注1) 『国庫補助金所要額』欄は、①、②及び③を合計して少ない方の額を記入すること。
(注2) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注3) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注4) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注5) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注6) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注7) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注8) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注9) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注10) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注11) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注12) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注13) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注14) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注15) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注16) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注17) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注18) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注19) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注20) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。

別添(様式1-1) ~ 別紙様式第3 (略)

旧

様式1 国庫補助金所要額調査書(歳補補助分) (都道府県・指定都市・中核市用)

Table with columns for project name, budget type, and various financial metrics (e.g., total budget, national subsidy, local subsidy). Rows include categories like 'Child's heart network project', 'Elderly support center', and 'Disaster prevention'.

当年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(A)(市)
(注1) 『国庫補助金所要額』欄は、①、②及び③を比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注3) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注4) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注5) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注6) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注7) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注8) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注9) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注10) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注11) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注12) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注13) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注14) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注15) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注16) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注17) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注18) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注19) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。
(注20) 『国庫補助金所要額(歳補)』欄は、『国庫補助金所要額(歳補)』欄に記入すること。

別添(様式1-1) ~ 別紙様式第3 (略)

新

様式2 国庫補助金所要額調査(直接補助分)
(都道府県・指定都市・中核市用)

Table with columns for project name, fiscal year, and various budget categories (e.g., personnel, materials, other income). Rows include 'こどもの心の影響ネットワーク事業' and '性と隣接の相談センター事業'.

(注1) 「国庫補助金所要額」欄は、①、②及び③とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「性と隣接の相談センター事業」の「夜間・休日対応」を適用する場合は、1週間の継続時間を「備考」欄に記入すること。
(注3) 「合計」欄の「国庫補助金」欄について、半円未満の額が生じた場合は、切り捨てること。
(注4) 性と隣接の相談センター事業のうち(7)「高齢者のある居場所等への相談と関与する相談支援事業」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1)の「事業額」欄の合計額を記入すること。

不登校児童利用促進事業のうち「児童支援員を用いた通信子検査」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1-2)の「事業額」欄の合計額を記入すること。
別添「児童発達支援事業のうち児童ケア事業のダイアログ型、アクトリー型」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1-3)の「事業額」欄の合計額を記入すること。

別添(様式2-1) ~ 別紙様式第4 (略)

旧

様式2 国庫補助金所要額調査(直接補助分)
(都道府県・指定都市・中核市用)

Table with columns for project name, fiscal year, and various budget categories. Rows include 'こどもの心の影響ネットワーク事業' and '性と隣接の相談センター事業'.

(注1) 「国庫補助金所要額」欄は、①、②及び③とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2) 「性と隣接の相談センター事業」の「夜間・休日対応」を適用する場合は、1週間の継続時間を「備考」欄に記入すること。
(注3) 「合計」欄の「国庫補助金」欄について、半円未満の額が生じた場合は、切り捨てること。
(注4) 性と隣接の相談センター事業のうち(7)「高齢者のある居場所等への相談と関与する相談支援事業」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1)の「事業額」欄の合計額を記入すること。

不登校児童利用促進事業のうち「児童支援員を用いた通信子検査」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1-2)の「事業額」欄の合計額を記入すること。
別添「児童発達支援事業のうち児童ケア事業のダイアログ型、アクトリー型」の「事業額」⑤+⑥⑦⑧⑨欄は、別添(様式1-3)の「事業額」欄の合計額を記入すること。

別添(様式2-1) ~ 別紙様式第4 (略)

